

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備
小分類1	良好な市街地の形成		

第3期中期計画における「現況と課題」

本市は、総面積6,754haのうち、都市計画区域4,654haを都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための地域として、市街化区域2,220haと市街化調整区域2,434haを設定しています。地域の実情に応じた土地利用を誘導し、みどりゆたかで快適なまちづくりを実現するため、JR奈良線の複線化や新名神高速道路の開通などが予定される中で、交通環境及び都市の機能や役割の変化などに留意し、都市計画マスタープランに沿った都市基盤の整備や管理などを計画的に進める必要があります。

併せて、今後、JR六地蔵駅周辺地域や近鉄小倉駅周辺地域など、地域で異なる課題に対応するため、それぞれ地域のまちづくりについて検討する必要があります。

都市基盤の整備や管理を進めるにあたっては、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害時の都市基盤の早期復旧などの観点から土地境界を明確にする必要があります。2017年(平成29年)度から地籍調査に取り組んでいます。

また、ウトロ地区においては、2015年(平成27年)度から国、京都府、市の連携のもと住環境改善事業に取り組んでいます。

市街地等の計画的な整備を進めるためには、土地利用の規制・誘導を図っていく必要があります。その中心的な役割を果たすものに「都市計画法」と「建築基準法」があります。特に本市は、「建築基準法」に基づき特定行政庁として建築確認業務を実施しており、今後も建築確認・検査制度の的確な履行を図り、工事監理や中間・完了検査の実効性を高めることにより適正な建築物の供給を担保していく必要があります。

さらに本市では、これら法規制に加え、市民参加のまちづくり、景観の形成及び開発事業の調整に関する基本的事項について条例に定めることにより、良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るため、2008年(平成20年)度に施行された「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例(宇治市まちづくり・景観条例)」に基づき、地域の特性やまちづくり指針を反映した規制・誘導を行っています。こうした、まちづくりは、行政のみでできるものではなく、市民・事業者・行政の協働が不可欠であるため、新たな地区まちづくり協議会の設置や地区まちづくり計画の認定など、協働によるまちづくりを積極的に促進しています。今後も、市民・事業者・行政が連携・協働して地域の特性を活かした歴史香るみどりゆたかで快適なまちづくりを進めていく必要があります。

第2期中期計画

目標

市街地の計画的な整備を進めるため、都市計画の方針を明確にして規制・誘導策を活用しつつ、都市基盤施設の整備に取り組むとともに、市民・事業者・行政が協働して地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むことにより、良好な市街地の形成に努めます。



第3期中期計画

目標

市街地の計画的な整備を進めるため、都市計画の方針を明確にして規制・誘導策を活用しつつ、都市基盤施設の整備に取り組むとともに、市民・事業者・行政が協働して地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むことにより、良好な市街地の形成に努めます。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
地区まちづくり計画 区域面積	20ha	↗	↗	まちづくり協議会認定団 体数6(平成24年度)



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
地区まちづくり計画 区域面積	107ha	↗	↗	

備考

関連部門計画

- ・ 宇治市都市計画マスタープラン
- ・ 宇治市みどりの基本計画
- ・ 宇治市景観計画
- ・ 宇治市開発事業ガイドライン

第2期中期計画

取組の方向

1. 計画的な都市施設・都市基盤の整備

地域特性を踏まえた計画的な都市施設・都市基盤の整備を進めるため、「都市計画マスタープラン」等に沿って事業を展開し、魅力ある都市空間の形成に努めます。

2. 協働によるまちづくりの促進

市民・事業者・行政が連携したまちづくりを促進するため、「宇治市まちづくり・景観条例」に基づく地区まちづくり計画を策定するなど良好な住環境形成に努めます。

3. 土地利用の規制・誘導

無秩序な開発事業を防止し、安全で良好な土地利用を促進するため、法規制とあわせて、地域の特性やまちづくり方針を反映した規制・誘導を行います。

4. 適正な建築物の確保

建築物の安全性の確保を図るため、適正な建築や工事監理を促進するとともに、的確な建築確認・検査制度の履行を図ります。

5. 発展を支える都市基盤の整備

今後予定されている新名神高速道路の開通、JR奈良線の複線化による交通環境の変化を踏まえた、都市基盤整備のあり方の検討を行います。

第3期中期計画

取組の方向

1. 計画的な都市施設・都市基盤の整備

地域特性を踏まえた計画的な都市施設・都市基盤の整備を進めるため、「都市計画マスタープラン」等に沿って事業を展開し、魅力ある都市空間の形成に努めます。

2. 協働によるまちづくりの促進

市民・事業者・行政が連携したまちづくりを促進するため、「宇治市まちづくり・景観条例」に基づく地区まちづくり計画を策定するなど良好な住環境形成に努めます。

3. 土地利用の規制・誘導

無秩序な開発事業を防止し、安全で良好な土地利用を促進するため、法規制とあわせて、地域の特性やまちづくり方針を反映した規制・誘導を行います。

4. 適正な建築物の確保

建築物の安全性の確保を図るため、適正な建築や工事監理を促進するとともに、的確な建築確認・検査制度の履行を図ります。

5. 発展を支える都市基盤の整備

今後予定されている新名神高速道路の開通、JR奈良線の複線化による交通環境の変化を踏まえた、都市基盤整備のあり方の検討を行います。



備考

項目	備註
1. 第一項	...
2. 第二項	...
3. 第三項	...
4. 第四項	...
5. 第五項	...

項目	備註
1. 第一項	...
2. 第二項	...
3. 第三項	...
4. 第四項	...
5. 第五項	...

項目	備註
1. 第一項	...
2. 第二項	...
3. 第三項	...
4. 第四項	...
5. 第五項	...

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備
小分類2	道路の整備		

第3期中期計画における「現況と課題」

宇治市域周辺では、京滋バイパスや京都第二外環状道路、第二京阪道路など、広域幹線道路網の整備が進み、2016年(平成28年)度には府道新宇治淀線が開通するなど、市民の利便性は向上しています。また、これまで本市としても、市道黄檗山手線や宇治槇島線をはじめとした幹線道路網を整備し、安全で快適な道路ネットワークの構築に努めてきました。

幹線道路の整備については、2012年(平成24年)度に必要性の低くなった路線の廃止等の都市計画変更を行ったことから、今後、存続となった都市計画道路及びその他必要な幹線道路を含めた各路線の整備について、人口減少、社会構造の変化を見据え、交通需要や利用者ニーズ及び災害時の道路網の確保を踏まえながら必要性、緊急性及び財政状況などを勘案した整備のあり方を検討し、これに沿った取組を推進する必要があります。また、幹線道路を補完する補助幹線道路等の整備についても、上記の整備のあり方と整合を図りながら、安全で快適な道路環境の整備に取り組む必要があります。一方、学校通学路の整備については2012年(平成24年)に京都府亀岡市で発生した通学路での事故を受けて、学校や関係機関等と連携し、2014年(平成26年)度に「宇治市通学路交通安全プログラム」を策定し、児童・生徒の通学路における安全対策に取り組んでおり、今後もこの対策を継続して進めていく必要があります。

さらに、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い利便性・安全性の向上を図るため、JR六地蔵駅、JR新田駅の駅周辺の整備や踏切の改良などの取組を進める必要があります。

一方、道路の維持管理については、適切な施設管理に向けて、定期的な点検や老朽化対策の実施により事故の未然防止に努めるとともに、既存施設の有効活用や主要施設の長寿命化に取り組む必要があるため、橋梁については、2012年(平成24年)度に長寿命化計画を策定し、定期的な点検や計画的な修繕に取り組んでいます。また、市民からの要望等に迅速に対応し維持補修に努めていますが、老朽化した側溝改修等数多くの要望に対応するためには、ライフサイクルコスト低減の考え方を持って計画的かつ効果的な道路の補修・更新を進める必要があります。

第2期中期計画

目標

安全で快適な道路環境を整備するため、道路の機能・役割を明確にすることにより、交通需要や利用者のニーズに応じた整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。



第3期中期計画

目標

安全で快適な道路環境を整備するため、道路の機能・役割を明確にすることにより、交通需要や利用者のニーズに応じた整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
安全な道路の整備	整備	↗	↗	
既存施設の長寿命化対策(橋梁)	—	↗	↗	2013年(平成25年)度から計画的実施



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
安全な道路の整備	整備	↗	↗	
既存施設の長寿命化対策(橋梁)	推進	↗	↗	

備考

関連部門計画

- ・ 大久保駅周辺地区整備構想
- ・ 都市再生整備計画(大久保駅周辺地区)
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 道路の整備

ネットワークの強化と交通渋滞の緩和のため、必要な幹線道路の整備について検討します。

2. 道路の改良

道路の安全性・快適性等を向上させるため、市民ニーズを反映した交差点改良や歩道等の改良を行います。

3. 道路の適正な管理

道路を効率的に維持するため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

4. 私道整備の促進

私道の安全性の確保や適正な維持管理を促進するため、市民からの相談に応じるとともに、助成による私道整備を促進します。

5. 駅周辺の整備

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い、利便性の向上を図るため、駅周辺等の整備を進めます。

第3期中期計画

取組の方向

1. 道路の整備

災害時も踏まえたネットワークの強化と交通渋滞の緩和のため、必要な幹線道路の整備について検討します。

2. 道路の改良

道路の安全性・快適性等を向上させるため、市民ニーズを反映した交差点改良や歩道等の改良を行います。

3. 道路の適正な管理

道路を効率的に維持するため、ライフサイクルコストの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

4. 私道整備の促進

私道の安全性の確保や適正な維持管理を促進するため、市民からの相談に応じるとともに、助成による私道整備を促進します。

5. 駅周辺の整備

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い、利便性の向上を図るため、駅周辺等の整備を進めます。



備考

「1.道路の整備」は、交通渋滞のみでなく災害時の避難経路や緊急輸送道路としての役割などもあるため、文言を追記しています。

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備
小分類3	河川・排水路の整備		

第3期中期計画における「現況と課題」

本市の中央を流れる宇治川は、過去における大出水の経過を踏まえ、流域の変化に対応するため、国において計画高水量を1,500m³/秒とした大規模な改修が実施されています。

本市にとって宇治川改修は、治水対策上不可欠な事業であり、早期完成に向けて、引き続き積極的に事業の促進が図られるように国に要望していく必要があります。

また、本市には、京都府管理の一級河川が9河川あり、京都府によって順次改修工事が進められており、一級河川から上流の本市管理河川は京都府と調整しながら維持・改修工事を進めています。多くの中小河川が氾濫(溢水)し、流域の広い範囲での浸水被害の発生した2012年(平成24年)の京都府南部地域豪雨をはじめ、近年の異常気象による局地的豪雨(ゲリラ豪雨)等の発生状況からも河川改修は急務であり、京都府が策定する「淀川水系宇治川圏域河川整備計画」の早期実施等、上流末端までの完全改修に向け要望するとともに、本市管理河川についても一級河川の整備計画との整合を図り、「普通河川整備計画」の策定に向け検討を行う必要があります。

一方、内水の浸水防除対策としては、都市化の進行に伴う流出水量の増加に加え、近年の異常気象等により都市型の浸水被害等が発生している地域を中心に、一級河川改修計画や「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」と整合を図り、排水路等の改修工事を推進するとともに、広域的な対策としては、流末の排水機場の改築更新を検討していく必要があります。併せて、河川等の定期的な浚渫及び補修など適正な維持管理に努める必要があります。

京都府南部地域豪雨をはじめ近年の局地的豪雨においては、地域に降った雨を排水路に集めて流す従来の方法のみでは対応できず、内水氾濫により道路冠水や家屋などへの浸水被害が頻発しています。これらの対策として西宇治地域の広域的な雨水対策として貯留施設の整備を含めた「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」に沿って、計画的に事業に取り組むとともに雨水流出抑制については、市単独での取組のみでなく、市民、事業者等との連携により雨水流出抑制策の拡充に向けた取組を推進する必要があります。また、排水路等の維持補修については、老朽化した多くの施設改修等に対応するためには、ライフサイクルコスト低減を踏まえ計画的かつ効果的な補修・更新を進める必要があります。

第2期中期計画

目標

局地的豪雨等による浸水被害を防ぐため、国や京都府が管理する河川改修の促進を要望するとともに、河川・排水路の改修及び雨水貯留や浸透等の雨水流出抑制策を推進します。



第3期中期計画

目標

局地的豪雨等による浸水被害を防ぐため、国や京都府が管理する河川改修の促進を要望するとともに、河川・排水路の改修及び雨水貯留や浸透等の雨水流出抑制策を推進します。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
市設置の流出抑制施設数	小・中学校 4箇所	↗	↗	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
河川・排水路の整備	推進	推進	推進	

備考

流出抑制施設については、小分類6(下水道(汚水・雨水)の整備)で進めるため、新たな指標値に変更します。

関連部門計画

- ・ 宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 河川・排水路の改修

浸水被害を防止するため、河川・排水路の改修を推進するとともに、「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」に沿って事業の推進に取り組みます。

2. 河川・排水路の適正な管理

河川等の流下能力を確保するため、浚渫等の日常維持管理や老朽化対策に努めるとともに、護岸等の計画的かつ効果的な管理に努めます。

3. 広域の治水対策の促進

一級河川や巨椋池排水幹線などの改修・整備を促進するため、国や京都府に早期の完全改修及び流末排水機場の能力増強に向けた取組を要望します。

4. 流出抑制の推進

局地的豪雨による下流域の浸水被害の軽減のため、公共施設等における雨水流出抑制施設の計画的な設置拡大を図るとともに市民や事業者へ雨水流出抑制策の普及・促進に努めます。

第3期中期計画

取組の方向

1. 河川・排水路の改修

浸水被害を防止するため、「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」と整合を図り、河川・排水路の改修の推進に取り組みます。

2. 河川・排水路の適正な管理

河川等の流下能力を確保するため、浚渫等の日常管理や老朽化対策に努めるとともに、護岸等の計画的かつ効果的な管理に努めます。

3. 広域の治水対策の促進

一級河川等の改修・整備を促進するため、国や京都府に早期の完全改修及び流末排水機場の能力増強に向けた取組を要望します。

4. 流出抑制の推進

局地的豪雨による下流域の浸水被害の軽減のため、市単独での取組のみでなく、市民、事業者等との連携により雨水流出抑制策の拡充に向け普及・促進に努めます。



備考

「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」については公共下水道事業として取り組み、公共施設等における雨水流出抑制施設については、引き続き「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」に沿って、雨水貯留施設等として大分類5中分類4小分類6「下水道(汚水・雨水)の整備」で取り組むこととしています。

項目	内容
1. 目的	本報告の目的は、...
2. 概要	本報告の概要は、...
3. 結論	本報告の結論は、...
4. 参考文献	本報告の参考文献は、...

項目	内容
1. 目的	本報告の目的は、...
2. 概要	本報告の概要は、...
3. 結論	本報告の結論は、...
4. 参考文献	本報告の参考文献は、...

項目	内容
1. 目的	本報告の目的は、...
2. 概要	本報告の概要は、...
3. 結論	本報告の結論は、...
4. 参考文献	本報告の参考文献は、...

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備
小分類4	良好な住環境の整備		

第3期中期計画における「現況と課題」

本市は、京都・大阪への通勤圏に位置し、1960年代(昭和30年代後半)から、都市基盤が未整備のまま急激な宅地開発が進められてきたため、一部の地域においては狭小な住宅が増加することとなり、住環境の悪化を招きました。「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」を定め、良好な居住環境の整備に努めてきましたが、近年は少子高齢社会や人口減少社会の進展、価値観の多様化など住宅を取り巻く状況は、新たな展開を見せています。

バリアフリー化やシックハウス症候群への対応など福祉・健康への配慮、長期使用可能な良質な住宅の形成や省エネルギー型の環境共生住宅など環境面への配慮など地球環境に配慮した住まいづくりを促進していく必要があります。さらに、住宅・建築物の耐震診断・改修等の防災面の配慮に加え、空き家への対策が求められています。

国では、これらの今日的課題に向けた方向性を示すものとして、2015年(平成27年)度に「住生活基本計画(全国計画)」が閣議決定され、少子高齢化・人口減少等の課題を正面から受け止めた新たな住宅政策の方向性が示され、京都府においても2016年(平成28年)度に「京都府住生活基本計画」が策定されました。本市でもこれら国・京都府の計画を踏まえ同年度に「宇治市住宅マスタープラン」を改訂し、住宅行政に取り組んでいるところです。

市営住宅については、日常的に点検・診断を行い、また中長期的な対策として、2013年(平成25年)度に「宇治市公営住宅等長寿命化計画」を策定しており、当計画に沿って、予防保全的な維持管理による長寿命化を推進し、公営住宅ストックの長期活用及び修繕費等の削減を図る必要があります。その一方で、同計画に含まれない老朽化した住宅の建替や用途廃止についても検討が必要となっています。

本市でも少子高齢化・人口減少等の課題を踏まえ、災害に強い居住環境づくりや、空き家の適正管理と有効活用を促進し、既存の住宅ストックを活用しながら子育てを支援する住環境の整備の検討が必要です。

第2期中期計画

目標

市民の多様な住宅ニーズに対応するよう、安全で快適な住宅の形成を促進するとともに、公営住宅の有効的なストック活用と良好な住環境への整備に努めます。



第3期中期計画

目標

市民の多様な住宅ニーズに対応するよう、安全で快適な住宅の形成を促進するとともに、公営住宅の有効的なストック活用と良好な住環境への整備に努めます。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
良好な住環境整備の推進	推進	推進	推進	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
良好な住環境整備の推進	推進	推進	推進	

備考

関連部門計画

- ・ 宇治市住宅マスタープラン
- ・ 宇治市公営住宅ストック総合活用計画
- ・ 宇治市公営住宅等長寿命化計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 市営住宅の適正な管理

市営住宅を効率的に維持するため、バリアフリー化等多様な住宅ニーズに対応した良質なストックの活用を努めるとともに、計画的かつ効果的な管理に努めます。

2. 福祉分野との連携

誰もが安心して居住できるようにするため、多様な福祉ニーズを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとした福祉施策と連携した住宅施策を推進します。

3. 良好な住環境への情報提供

快適な住環境の形成を図るため、住宅の耐震化に関する制度等多様なニーズに対応した居住支援策等の情報提供に努めます。



第3期中期計画

取組の方向

1. 市営住宅の適正な管理

市営住宅を効率的に維持するため、バリアフリー化等多様な住宅ニーズに対応した良質なストックの活用を努めるとともに、計画的かつ効果的な管理に努めます。

2. 福祉分野との連携

誰もが安心して居住できるようにするため、多様な福祉ニーズを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとした福祉施策と連携した住宅施策を推進します。

3. 良好な住環境の整備促進

快適な住環境の形成を図るため、社会状況の変化等を踏まえ、空き家の適正管理と有効活用を促進し、既存の住宅ストックを活用した子育てを支援できる住環境の整備を検討します。

備考

「3.良好な住環境の整備促進」については、良好な住環境への情報提供のみでなく幅広く積極的に住環境の整備を推進するために修正しています。

項目	内容
1. 調査目的	本調査の目的は、対象者の意見や行動を明らかにすることである。
2. 調査対象	調査対象は、特定の年齢層の男女である。
3. 調査方法	調査方法は、アンケート調査とインタビュー調査である。
4. 調査結果	調査結果は、対象者の多くが特定の意見を持っていることが明らかになった。
5. 結論	調査結果に基づき、今後の施策の方向性を決定する。

項目	内容
1. 調査目的	本調査の目的は、対象者の意見や行動を明らかにすることである。
2. 調査対象	調査対象は、特定の年齢層の男女である。
3. 調査方法	調査方法は、アンケート調査とインタビュー調査である。
4. 調査結果	調査結果は、対象者の多くが特定の意見を持っていることが明らかになった。
5. 結論	調査結果に基づき、今後の施策の方向性を決定する。

項目	内容
1. 調査目的	本調査の目的は、対象者の意見や行動を明らかにすることである。
2. 調査対象	調査対象は、特定の年齢層の男女である。
3. 調査方法	調査方法は、アンケート調査とインタビュー調査である。
4. 調査結果	調査結果は、対象者の多くが特定の意見を持っていることが明らかになった。
5. 結論	調査結果に基づき、今後の施策の方向性を決定する。

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備
小分類5	上水道の基盤の強化		

第3期中期計画における「現況と課題」

本市の水道事業は、2015年(平成27年)度に山間地域への水道水を安全で安定的に供給するため、簡易水道事業及び飲料水供給施設事業を上水道事業に統合し、2016年(平成28年)度時点では給水人口は、187,647人、上水道の普及率は99.6%となっており、給水に関する整備は概ね完了しています。

近年の水需要の状況は、少子高齢社会の進展や市民の節水意識の向上、節水型機器の普及などにより減少しています。一方で、水道施設の老朽化や耐震化が喫緊の課題となっており、浄水施設や基幹管路の更新・耐震化のための建設改良費はさらに必要になると見込んでいます。そのため、水の安定供給に向けて整備拡張を進めてきた浄水施設や基幹管路などについては、水道事業の安定した経営を考慮し適正な施設能力と規模を見定めた更新や配水区域の再編と施設の統廃合などの水道施設の再編成を重点的に取り組んでいく必要があります。2014年(平成26年)度から「宇治市地域水道ビジョン」の見直しを開始し、施設更新に必要な財源確保と収支バランスについて検討する中で、2016年(平成28年)度に水道料金を改定しました。今後も、将来の水需要に対応した基盤の強化に努め、適正な受益者負担を考慮した、効果的、効率的な水道事業の経営のもとに日常の水質管理と水道施設の適正な管理に取り組み、安全で安心して暮らすことのできる水道水の供給に努めていく必要があります。

第2期中期計画

目標

安全で、安心して暮らせる水道水の供給という基本理念に基づき、将来の水需要に対応した整備に努め、効果的、効率的な水道事業の運営を図ります。



第3期中期計画

目標

安全で、安心して暮らせる水道水の供給という基本理念に基づき、将来の水需要に対応した基盤強化に努め、効果的、効率的な水道事業の運営を図ります。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
営業収支比率 (企業固有活動の収益率)	101.1%	↗	↗	
有収率 (料金収入水量の割合)	91.0%	94.2%	94.5% (平成31年度)	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
営業収支比率 (企業固有活動の収益率)	99.1%	↘	↘	
有収率 (料金収入水量の割合)	91.2%	↗	↗	

備考

関連部門計画

- ・ 宇治市地域水道ビジョン
- ・ 宇治市水道防災計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 適正な水質管理

安全で安心できる水道水を供給するため、水質管理体制の充実を図り、適正な管理に努めます。

2. 水の安定供給

良質な水道水の安定供給のため、水源の確保に努めるとともに、水道施設の再編成及び水道施設の耐震化に努め、給水機能の強化に取り組めます。

3. 環境に配慮した事業運営

環境に対する負荷の低減を図るため、水道施設におけるエネルギー使用の効率化やクリーンエネルギーの導入などに取り組めます。

4. 計画的、効率的な健全経営

水道事業の健全経営のため、独立採算制の趣旨を踏まえ、事業の効果的、効率的な事業運営に努めます。

5. 山間地域への安定した水の供給

山間地域への水道水を安全で安定的に供給するため、水道施設の適切な維持管理に取り組めます。

第3期中期計画

取組の方向

1. 適正な水質管理

安全で安心できる水道水を供給するため、水質管理体制の充実を図り、適正な管理に努めます。

2. 水の安定供給

良質な水道水の安定供給のため、水源の確保に努めるとともに、水道施設の再編成及び水道施設の耐震化に努め、給水機能の強化に取り組めます。

3. 環境に配慮した事業運営

環境に対する負荷の低減を図るため、水道施設におけるエネルギー使用の効率化やクリーンエネルギーの導入などに取り組めます。

4. 計画的、効率的な健全経営

水道事業の健全経営のため、独立採算制の趣旨を踏まえ、広域化や民間委託などの検討を進めながら、効果的、効率的な事業運営に努めます。

5. 水道施設の基盤強化

水道施設を維持し将来世代に引き継ぐため、長期的視野に基づいた水道施設の更新・耐震化に取り組めます。



備考

「5.水道施設の基盤強化」については、山間地域の簡易水道統合事業が完了し施策目標を整備から基盤強化へ変更したことに伴い、取組の方向性として、将来にわたって持続可能な水道施設の更新・耐震化を位置付けて修正しています。

第一次的保存
<p>1. 第一次的保存</p> <p>2. 第一次的保存</p>
<p>3. 第一次的保存</p> <p>4. 第一次的保存</p>
<p>5. 第一次的保存</p> <p>6. 第一次的保存</p>
<p>7. 第一次的保存</p> <p>8. 第一次的保存</p>
<p>9. 第一次的保存</p> <p>10. 第一次的保存</p>

第二次的保存
<p>1. 第二次的保存</p> <p>2. 第二次的保存</p>
<p>3. 第二次的保存</p> <p>4. 第二次的保存</p>
<p>5. 第二次的保存</p> <p>6. 第二次的保存</p>
<p>7. 第二次的保存</p> <p>8. 第二次的保存</p>
<p>9. 第二次的保存</p> <p>10. 第二次的保存</p>

第三次
<p>1. 第三次</p> <p>2. 第三次</p>
<p>3. 第三次</p> <p>4. 第三次</p>
<p>5. 第三次</p> <p>6. 第三次</p>
<p>7. 第三次</p> <p>8. 第三次</p>
<p>9. 第三次</p> <p>10. 第三次</p>

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備
小分類6	下水道(汚水・雨水)の整備		

第3期中期計画における「現況と課題」

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るとともに浸水を防除する重要な都市基盤施設です。

本市の公共下水道(汚水)は、1971年(昭和46年)度の都市計画決定により、地理的条件から宇治川を境界とし右岸に東宇治処理区(計画区域面積843ha)と、左岸に洛南処理区(計画区域面積1,578ha)の2つの処理区を設けています。

東宇治処理区の整備は、単独公共下水道として、1977年(昭和52年)度に事業着手し、2016年(平成28年)度に一部の整備困難地域を除いて完了しました。また、洛南処理区は、京都府木津川流域下水道の関連公共下水道として、1983年(昭和58年)度に事業着手し、整備完了に向けた最終局面を迎えています。

公共下水道の整備が進む中で、公共下水道への接続については、「下水道法」等で供用開始から一定期間内に接続することが法的に義務付けられていますが、水洗化率(公共下水道への接続率)は、2016年(平成28年)度末時点で82.9%に留まっています。接続勧奨等による普及に努めていますが、依然として未接続世帯もあるため、都市基盤施設としての役割及び経営の健全化の観点からも普及対策の強化に取り組み、水洗化率の向上を図っていく必要があります。

公共下水道(雨水)整備事業については、排水機場の整備や改築更新に取り組むとともに、「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」に沿って、西宇治地域の雨水排水の広域的な都市基盤整備として、西宇治地域の低平地部の浸水対策を推進するため、雨水貯留施設や排水路等の整備に取り組んでいます。

本事業は、各地域から早期の整備を望まれており、次期計画として、2018年(平成30年)度から4年間の整備計画を策定し、計画的に事業に取り組む必要があります。

また、東宇治処理区についても、公共下水道(雨水)整備事業の事業拡大に向けた検討を行う必要があります。

公共下水道は、重要な都市基盤施設である一方、事業コストが膨大となっており、2015年(平成27年)度から公営企業会計を導入し、これまで以上に健全経営を意識した取組を進めていますが、下水道使用料のみでは、経営が困難な状況となっています。

今後も、適正な受益者負担を考慮した安定的な財源の確保及び計画的かつ効率的な整備と維持管理を進めていく必要があります。

第2期中期計画

目標
快適な生活環境への改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の施設整備を進めるとともに、効果的、効率的な事業運営による経営の健全化を図ります。



第3期中期計画

目標
快適な生活環境への改善や公共用水域の水質保全及び浸水被害対策を図るため、公共下水道の施設整備を進めるとともに、効果的、効率的な事業運営による経営の健全化を図ります。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
公共下水道普及率 (下水道の整備率)	82.5%	94.3%	整備完了予定	
公共下水道接続率 (水洗化の割合)	84.9%	86.5%	↗	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
公共下水道普及率 (下水道の整備率)	93.7%	↗	↗	今年度、宇治市公共下水道整備計画(後期計画)の策定を予定しており、平成33年度の下水道普及率についても現在策定作業中
公共下水道接続率 (水洗化の割合)	82.9%	85.0%	↗	
雨水貯留施設数	2箇所	↗	↗	

備考

関連部門計画

- ・ 宇治市公共下水道整備計画
- ・ 宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 公共下水道の整備

水質保全及び浸水被害の防止のため、管渠・処理場等の下水道施設(汚水・雨水)について計画的、効率的に整備を行います。

2. 公共下水道の適正な管理

公共下水道を効率的に維持するため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的、効果的な改築・管理に努めます。

3. 水洗化の促進

公共下水道整備地域の水洗化率の向上を図るため、未接続家屋等への接続勧奨・指導を行います。

4. 計画的、効率的な健全経営

下水道事業の健全経営のため、効果的、効率的な事業運営に努めるとともに、適正な受益者負担を求めます。



第3期中期計画

取組の方向

1. 公共下水道の整備

水質保全及び浸水被害の防止のため、管渠・処理場等の下水道施設(汚水・雨水)について計画的、効率的に整備を行います。

2. 公共下水道の適正な管理

公共下水道を効率的に維持するため、ライフサイクルコストの観点を取り入れた計画的、効果的な改築・管理に努めます。

3. 水洗化の促進

公共下水道整備地域の水洗化率の向上を図るため、未接続家屋等への接続勧奨・指導を行います。

4. 計画的、効率的な健全経営

下水道事業の健全経営のため、効果的、効率的な事業運営に努めるとともに、適正な受益者負担を求めます。

5. 内水対策の推進

浸水被害の軽減のため、雨水貯留施設等の整備を計画的に行います。



備考

雨水貯留施設については公共下水道事業として取り組むため、本小分類に位置付けて追加しています。

